

四日市市立こども園管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年8月31日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第50号

四日市市立こども園管理規則の一部を改正する規則

四日市市立こども園管理規則（平成29年四日市市規則第11号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(入園資格)</p> <p>第9条 <u>こども園に入園できる者は、教育認定子ども（小学校就学の始期前3年から小学校就学の始期に達するまでの子どもに限る。）及び保育認定子どもとする。</u></p> <p>(入園の手續及び決定)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 <u>教育認定子どもの入園申込者の数が募集人数を超えたときは、抽選による選考その他市長があらかじめ定める方法により決定するものとする。</u></p>	<p>(入園資格)</p> <p>第9条 <u>こども園に入園できる園児は次の各号に掲げるとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>教育認定子ども 四日市市立幼稚園管理規則（平成13年四日市市教委規則第4号）第7条に規定する子ども</u></p> <p>(2) <u>保育認定子ども 四日市市保育所条例施行規則（昭和26年四日市市規則第9号）第3条に規定する子ども</u></p> <p>(入園の手續及び決定)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 <u>教育認定子どもの入園希望者の数が前条に定める利用定員を超えたときは、抽選による選考をもって入園者を決定するものとする。</u></p>

3 及び 4 (略)

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(準備行為)

- 2 認定こども園に係る園児募集その他の準備行為は、必要に応じ事前においても行うことができる。

3 及び 4 (略)

附 則

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 4 年 9 月 1 日から施行する。ただし、第 9 条の改正は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(こども未来部保育幼稚園課)